



令和元年 5月30日(木)
(2019年)

No. 14939 1部370円(税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会
東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)
郵便番号 104-0061
[電話] 03-3535-3052 [FAX] 03-3567-4671

近畿本部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4
(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

経済産業調査会ポータルサイト <http://www.chosakai.or.jp/>

特許ニュースは

- 知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

目次

☆アセアン諸国の知的財産制度
-第16回- カンボジア(下) …………… (1)

☆フラッシュ(特許庁人事異動) …………… (10)
☆特許法等の一部を改正する法律
(令和元年5月17日法律第3号) …………… (11)

アセアン諸国の知的財産制度

-第16回- カンボジア(下)

日本大学法学部(大学院法学研究科)

教授 加藤 浩

1. はじめに

本稿は、アセアン諸国の知的財産制度について、複数回に分けて紹介するものである。今回は、カンボジアの知的財産制度のうち、商標法、著作権法を中心に解説する。

2. 総論

カンボジアは、2011年から高い経済成長率を達成

しており、多くの日系企業が進出するなど、投資額も急増している。このような経済発展に伴い、カンボジアへの特許、商標などの出願件数も増加している。特に商標に関しては、2015年6月5日より、カンボジアへマドリッド協定議定書に基づく商標の国際登録出願が可能となり、今後も商標出願が増加することが予想される。また、カンボジアは、2016年12月に特許協力条約(PCT)へ加盟し、2017年2

YAMAKAWA

山川国際特許事務所

所長・弁理士 山川 茂 樹

〒100-6104 東京都千代田区永田町2丁目11番1号 山王パークタワー4階

TEL:(03)3580-0961(代表) FAX:(03)3581-5754

E-mail : yamakawaipo@mtc.biglobe.ne.jp URL : <http://yamakawa-ipo.jp/>

月にハーグ協定ジュネーブ改正協定へ加盟するなど、知的財産制度の整備が急速に進められている。

カンボジアでは、商業省が、商標、商号、地理的表示、営業秘密等を所管し、工業手工芸省が、特許、意匠、半導体回路配置等を所掌し、文化芸術省が著作権を所管している。また、国家知的財産権委員会が、国家知的財産戦略を一元的に策定している。

2014年11月には、国家知的財産権委員会及び商業省と日本国特許庁の間で、これまでの協力関係の更なる強化のため、審査官などの職員の能力向上に向けた協力について覚書が取り交わされた。また、2016年7月1日より、工業手工芸省と日本国特許庁の間で、特許の付与円滑化に関する協力 (CPG: Cooperation for facilitating Patent Grant) が開始された。さらに、2016年12月におけるPCTの発効以降、工業手工芸省が受理した国際出願 (PCT) の国際調査機関 (ISA) 及び国際予備審査機関 (IPEA) として、日本国特許庁を選択することが可能になった。

最近では、2017年5月の日ASEAN 特許庁長官会合の際に、カンボジア商業省副大臣と日本国特許庁長官が会談し、特許の付与円滑化に関する協力や審査官向け研修の支援について協力を進めることが合意されている。

今後とも、カンボジアと日本の協力関係が強化され、両国間の知的財産活動が推進されることが期待される。

3. 商標制度

カンボジアの「商標、商号及び不正競争行為に関する法律」は、2001年12月6日に国民議会で採択され、2002年1月8日に上院で承認され、同年2月7日に施行された。ここでは、この法律に基づいて、カンボジアの商標制度について解説する。(以下、括弧書の条文は、特に指示がない場合、カンボジアの知的財産法の条文を示す。)

(1) 保護対象

「標章」とは、「可視的な標識であって、ある企業の商品 (商標) 又はそのサービス (サービスマーク) を識別することができるもの」(2条)として定義されている。

また、「団体商標」とは、「可視的な標識であって、登録出願においてその旨を指定され、かつ、当該

団体標章の登録所有者の管理下で当該標識を使用する異なる複数企業の商品又はサービスについて、その品質を含め出所又はその他何らかの共通の特徴を識別することができるもの」(2条)として定義されている。証明商標については、規定されていない。

<解説>

カンボジアでは、商標の保護対象は、「可視的な標識」に限定されているが、日本では、視認できない商標として、「音」についても商標の保護対象とされている。

(2) 登録要件

標章は、次のいずれかに該当する場合は、登録することができない (4条)。

- (a) 1企業の商品又はサービスを他の企業のそれらから識別できない場合
- (b) 公の秩序又は道徳若しくは良俗に反する場合
- (c) 特に関係商品若しくはサービスの原産地又は性質若しくは特徴に関して、公衆又は業界に誤認を与えるおそれがある場合
- (d) 国家、政府間機関又は国際条約により創設された機関の紋章、旗その他の表象、名称若しくは略称若しくは名称の頭文字、又はそれらにより採用された公式の標識若しくは刻印と同一であるか又はその偽造であるか又はそれを1要素として含む場合 (ただし、それが当該国家又は機関の管轄当局により認可されているときは、この限りでない。)
- (e) 他の企業の同一であるか若しくは類似する商品又はサービスについてカンボジア王国において周知である標章若しくはサービスと同一であるか又は混同を生じる程に類似しているか、又はその翻訳を構成する場合
- (f) 登録出願に係る商品若しくはサービスと同一でなく又は類似しない商品若しくはサービスについてカンボジア王国において周知かつ登録されている標章若しくは商号と同一であるか又は混同を生じる程に類似しているか、又はその翻訳を構成する場合 (ただし、それらの商品又はサービスに関する標章の使用がそれらの商品又はサービスと周知標章の所有者との間の関連を